

みんなで守り続けよう!!
ひょうごの農村環境

あつまるチカラ、
つながるミライ。

兵庫県 多面的機能支払

「広域化」のススメ

Ver.2 R元年

活動を続けるための課題

- ☒ 事務作業が大変だ
- ☒ パソコンが使えない
- ☒ リーダーがいない
- ☒ 役員のなり手がいない
- ☒ 作業人員が足りない
- ☒ 活動のマンネリ化
- ☒ 交付金額が少ない
- ☒ 未実施集落が増えた
- などなど...

解決策

活動組織の広域化



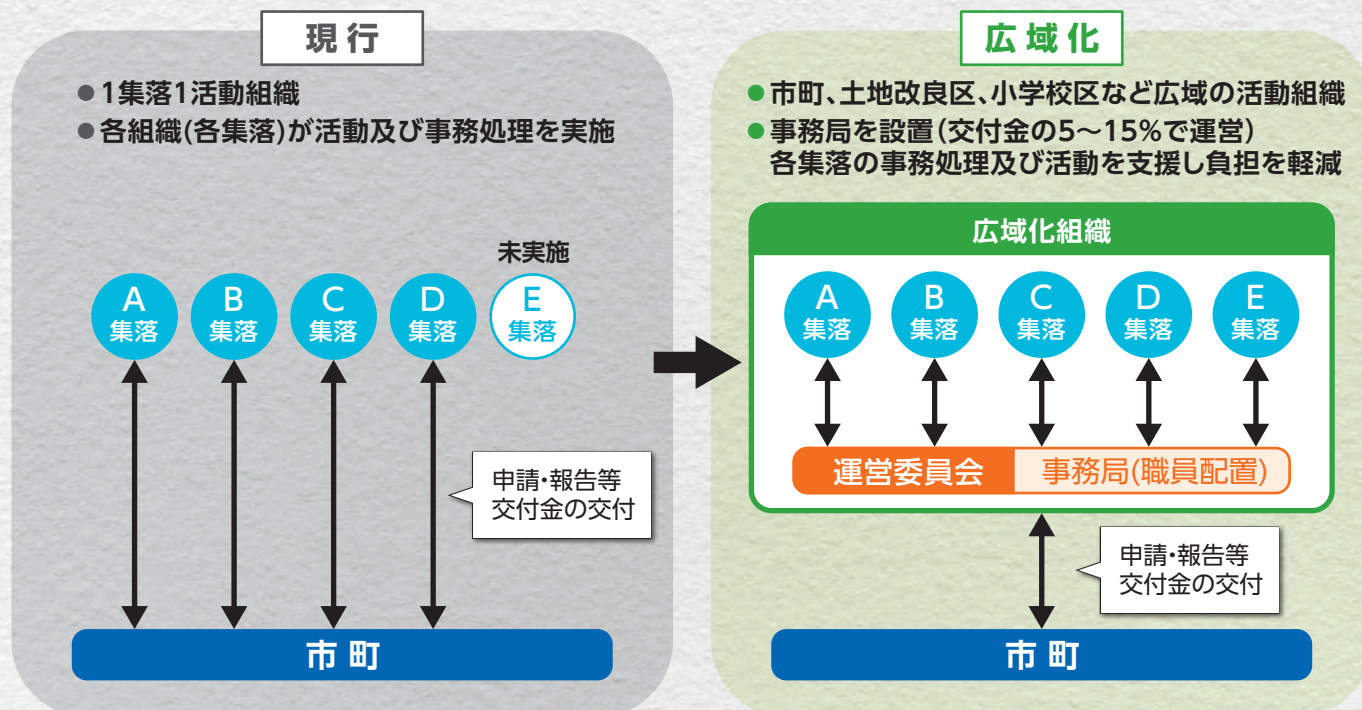
兵庫県多面的機能発揮推進協議会

活動組織の広域化とは？

持続的な活動体制づくり

集落単位の活動組織 → 市町、小学校区など複数集落の広域的な活動組織にすること

- ・ただし、制度上の活動組織は広域化されるが、**集落活動は現行どおり各集落で実施**
- ・事務局の設置により**集落の事務負担等を軽減**し、活動の継続、未実施集落の取組を拡大



広域化する範囲や規模は？

市町の方針、広域化を行う目的、事務局(場所と人材)の確保、合意形成が図れるかなど、地域性を踏まえて範囲や規模を設定(事務局経費を確保するには、小学校区単位以上が必要)

項目	小学校区単位	土地改良区単位	旧市町村単位	市町単位
区域図				
事務局設置候補	まちづくり協議会、土地改良区、営農組合等	土地改良区	市町役場・支所、市町施設、JA等	
特徴	・地縁性が高く合意形成が図りやすい ・農地集積や営農組織の広域化等とあわせた取組が可 ・すぐに相談できる ・まちづくり協議会等コミュニティ強化の展開可	・土地改良区事務所や事務員が活用できる ・水路等の一体的・効率的な施設保全が可能 ・補修方法等を熟知しており工事の一括発注等の対応が可能	・市町単位よりも地縁性が高く合意形成が図りやすい ・交付額もやや多く事務局経費が確保しやすい ・市町単位よりも事務局が近く相談しやすい	・市町の設置方針や支援が必要 ・交付額が多く事務経費、集落間の予算流用(不用→不足)が可能 ・事務局が遠く不便
課題等	事務局経費の確保	集落の主体性の低下や営農展開に向けた工夫が必要		

広域化の要件・加算制度等

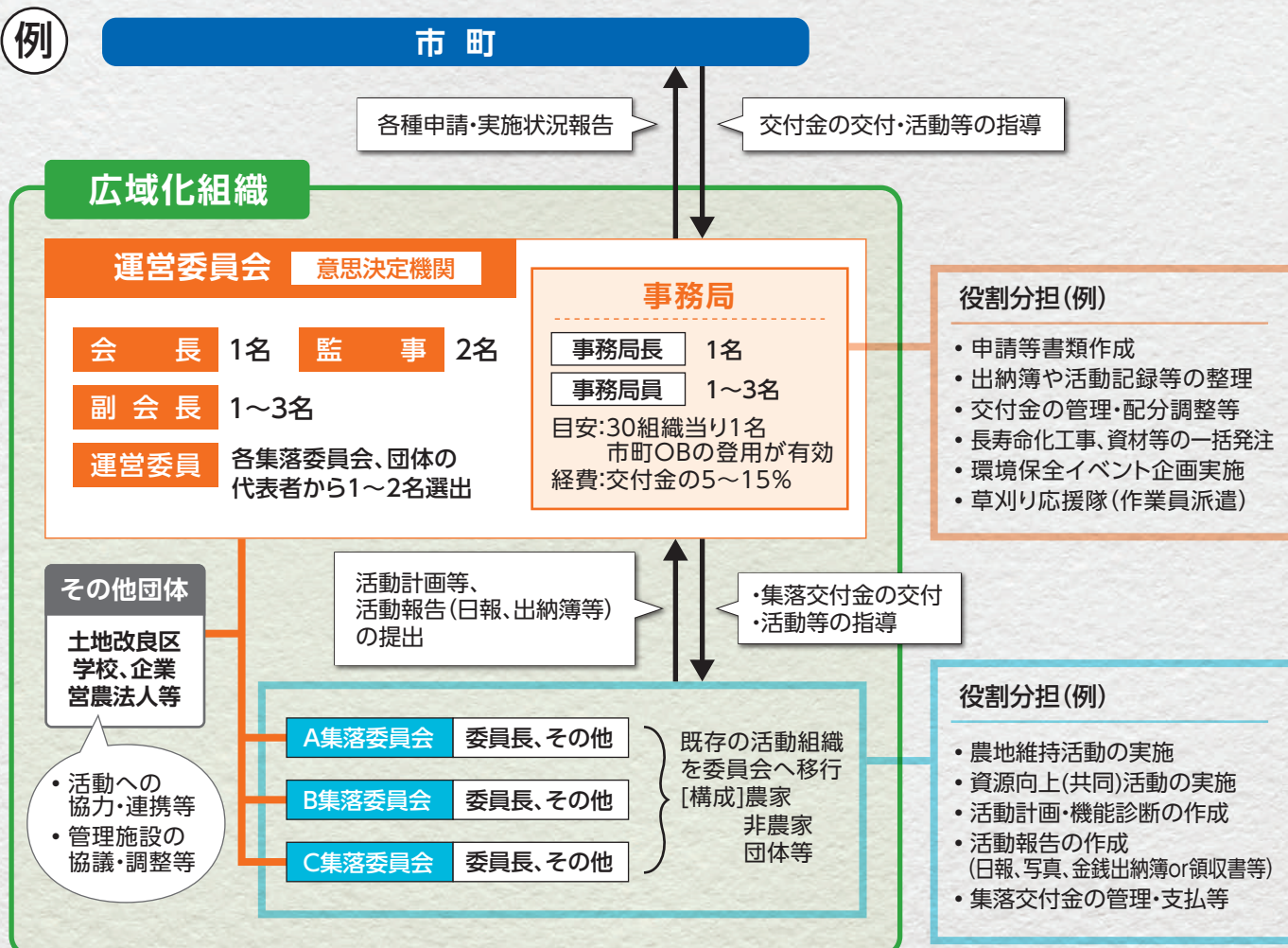
中山間直払の対象地域は併せて検討が必要

項目	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払
広域化要件	①中山間地域等条件不利地域以外の地域 ▶3集落以上かつ、100ha以上または市区町村程度(S25.2時点) ②中山間地域等条件不利地域 ▶3集落以上または50ha以上	①2集落以上が連携して広域協定(概ね50戸以上)を締結 ②主導的な役割を担う人材を確保し構成員とする ③選択的必須要件の活動水準を上回ること(A、B、C要件)
加算・優遇制度等	広域化・体制強化支援(最長5年間) ①3集落以上または50ha以上200ha未満:4万円/年・組織 ②200ha以上1000ha未満またはNPO:8万円/年・組織 ③1000ha以上:16万円/年・組織	協定農用地全体に加算 3,000円/10a(特認地域は2/3) 上限200万円(H31まで)
交付単価(田)10a当り	農地維持 3,000円 資源向上(共同) 1,800円(未実施2,400円) 資源向上(長寿) 3,666円→4,400円 【計】 8,466円→9,200円(+9%)	急傾斜(1/20以上)21,000円 緩傾斜(1/100以上)8,000円 広域加算 3,000円 【計】 急傾斜 24,000円(+14%) 緩傾斜 11,000円(+38%)
その他	※広域組織へは、長寿命化の予算配分を優遇予定	今後の集落将来像を定めた戦略を作成すれば、協定違反時返還は当該農地のみ遡及返還

広域化組織の運営体制

事務局と集落との役割分担が重要!

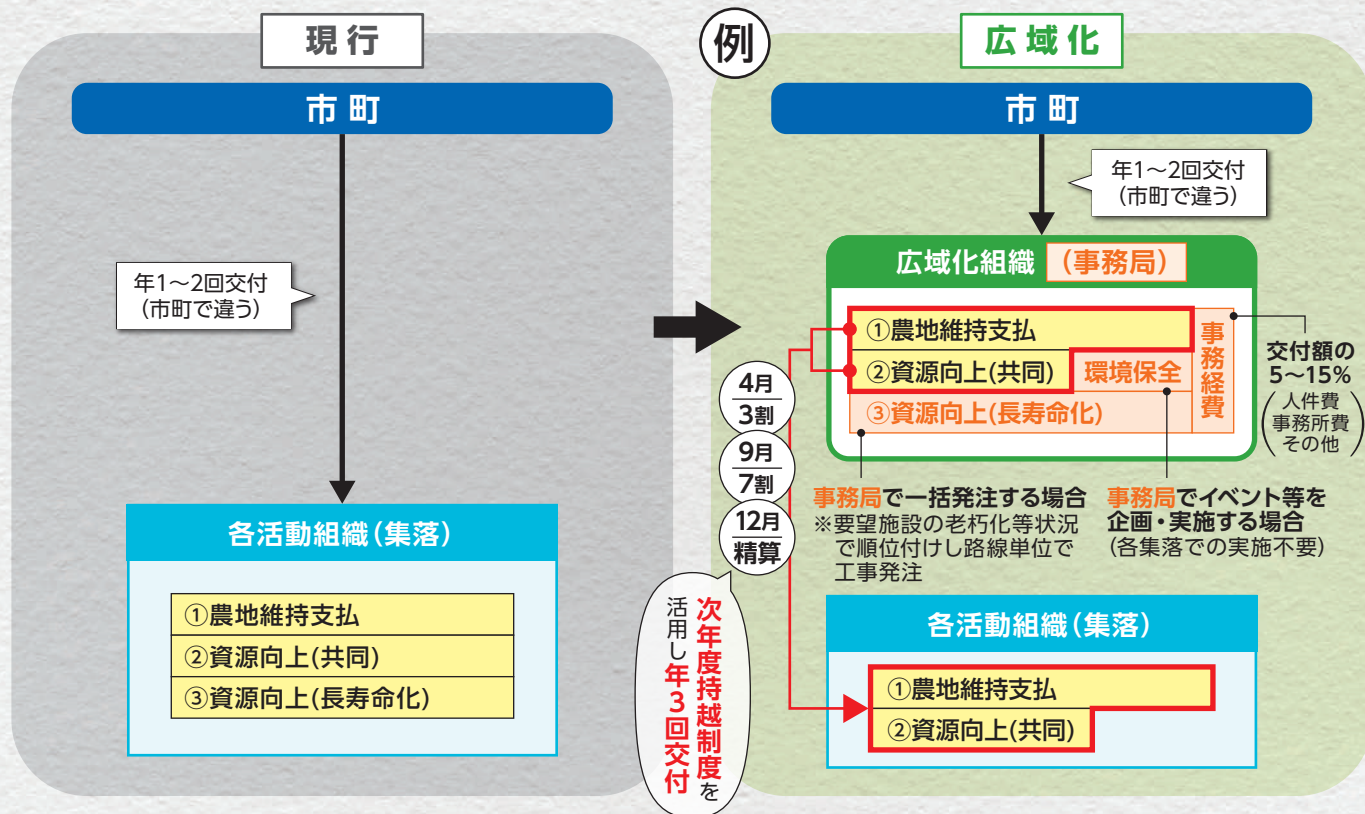
広域化組織を運営する運営委員会と事務局を設置し、集落の事務作業や活動の一部を支援し集落負担を軽減(集落活動は現行どおり各集落で実施・最低限の事務作業あり)



交付金の流れはどう変わるのか？

集落配分ルール

事務局の業務内容(役割等)によって、集落交付額は変動(基本は面積に応じて配分)



集落配分額の交付金管理方法

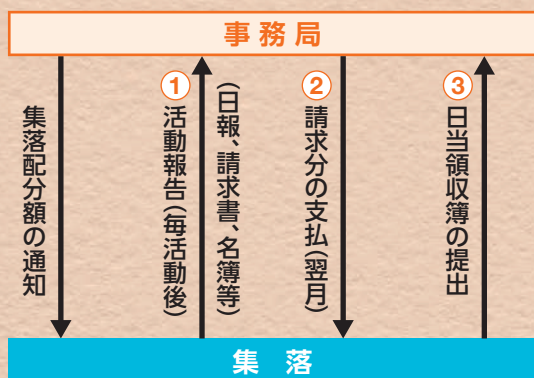
主に2パターン

『事務局一括管理型』の方が集落負担は大きく軽減されるが、自由に采配できる『集落管理型』を希望する場合もあるなど、集落のニーズは様々

事務局一括管理型

- ① 活動後に請求書、作業員名簿を事務局へ提出
- ② 事務局が翌月に請求先に支払い、日当全額を集落へ支払い
- ③ 集落が作業員へ日当を支払い、領収簿を事務局へ提出

大幅な負担軽減!!



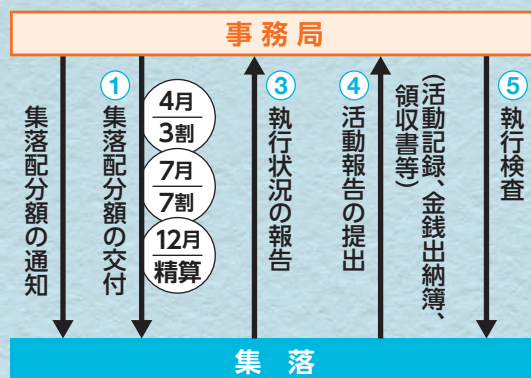
③ 日当の支払い

※集落は現金を持たないため、口座管理や金銭出納簿の作成は不要(大幅な事務軽減)

集落管理型

- ① 事務局から集落へ集落配分額を交付
- ② 集落が活動計画に沿って執行
- ③ 定期的に執行状況を事務局へ報告
- ④ 毎年度、金銭出納簿、領収書を提出
- ⑤ 事務局の執行検査を受検

高い自由度!!



② 交付金の執行(支払・口座管理)

※集落は口座管理及び支払、金銭出納簿作成、領収書整理が必要(事務軽減が少ない)

広域化すると事務手続や活動はどうなるの？

事務局体制によって集落の役割(作業等)が変わる

時期	項目	集 落	運営委員会(事務局)	市 町
初年度	計画認定申請		● →	
	活動計画書	長寿命化要望 →	集落間調整し5ヶ年計画策定 ● →	
	促進事業計画		● →	
	運営委員会規則		● →	
毎年度	実践活動	農地維持活動	●	
		資源 共同	●(補修等)	▲(環境保全、機能増進)
		向上活動 長寿命化	(草刈り等準備)	●一括工事発注
		集落農業話し合い	●(集落内)	▲(広域化区域)
	当初	活動計画書	● →	●とりまとめ
		機能診断記録票	● →	●とりまとめ
		交付申請書	● →	
		工事確認書	●(土地改良区等) →	
	活動後	活動記録	●日報 →	●とりまとめ →
		写真整理帳またはデータ	● →	●とりまとめ
		作業者名簿	● →	●とりまとめ
		領収書	● →	●とりまとめ
	年度末	実施状況報告書	● →	
		金銭出納簿	●※ →	●とりまとめ
		財産管理台帳	●	
最終年度 5年目		地域資源保全管理構想	●(集落内) →	●(範囲全体) →

※集落管理型は作成・提出が必要

事務局はどのように確保するのか？

広域化には事務局確保が最も重要

新規設置

事務所の新設は、経費的にも負担が大きいため、区域内の既存団体と連携し、事務所の間借りや人材を活用する方法が最も効率的

事務所経費や人件費等は交付金から支出し、既存団体との活動の連携など、双方にメリットのある関係づくりが重要

連携団体

市町役場、市町支所、まちづくり協議会(地域自治協議会等)、土地改良区、JA、NPO、生産法人など

事務局員

上記団体の職員OB、既存職員との兼務など(市町職員OBが有効)
必要な事務局員の人数は30組織当り1名(目安)
事務局員は組織雇用または日当払。『常勤』『非常勤』など業務量によって様々

外部委託

事務局運営や事務処理支援業務を広域化組織共同運営事務所(市町で1カ所設置)へ委託する県外事例あり。
JA、NPO、生産法人、コンサルタント等も考えられる。

作成書類等はどれだけ減るか

現行

- 各活動組織（集落）が下記書類等を全て作成・整理し、市町へ提出

初年度	① 計画認定申請書	② 活動計画書	③ 活動組織規約	④ 多面的機能発揮促進事業計画
当 初	⑤ 活動計画書(変更)	⑥ 機能診断記録票	⑦ 交付申請書	⑧ 工事に関する確認書
毎 年 度	⑨ 作業日報	⑩ 写真整理帳	⑪ 作業者名簿	⑫ 領収書
活 動 後				
年 度 末	⑬ 実施状況報告書	⑭ 金銭出納簿	⑮ 財産管理台帳	
年 度 最 終	⑯ 地域資源保全管理構想			



作成書類が
約4割も減少!!
16種類中7種類提出でOK。

例 広域化後（各集落の作成書類）

- 各集落は下記書類等を作成し、事務局へ提出
- 事務局が各集落委員会の書類等を整理・作成し、市町へ提出

当 初	① 活動計画書(変更)	② 機能診断記録票		
毎 年 度	③ 作業日報	④ 写真整理帳	⑤ 作業者名簿	⑥ 領収書
活 動 後				
年 度 末	⑦ 金銭出納簿 ※事務局管理の場合は不要			

- ✓『国様式』とは違う『簡易様式』の使用（記入がより簡単に!）
- ✓手書提出の書類を、事務局がデータ入力するケースもあり!

広域化のメリット・デメリット

20年後の地域全体を
イメージして考えよう!

メリット

事務負担の軽減

各集落が行っていた市町への申請・報告、会計、長寿命化工事等の事務作業を事務局に集約し、集落の事務負担を軽減(必要最低限の事務は集落に残る)

未実施集落の取組拡大

これまで事務負担等により実施できなかった集落の取組開始
地域の全集落が取り組むことで、獣害対策や水路保全などを一体的に展開可能

交付金の増加

- ・交付単価のアップによる交付額の増加(2ページ参照)
- ・農地維持のみ実施していた集落でも資源向上(共同)や長寿命化に取り組めるなど地域全体の交付額が増加

集落間の交付金配分調整による有効活用

- ・長寿命化交付金が不用な集落 → 不足している集落での活用
- ・老朽化に応じて優先順位をつけて、路線単位で補修・更新工事を実施
【例】水路100mを5年かけて更新 → 活動期間2年目に単年で更新
- ・面積が少ない集落等への予算配分 【例】(最低交付額の設定30~50万円/集落)
- ・台風や突発事故など被災集落の補修工事を集中的に実施可

活動のレベルアップ

- ・農村環境保全活動を事務局が企画(集落は協力)し、地域人材の発掘・活用による小学校や企業等と連携した質の高いイベントや活動を実施 【例】生きもの調査、農作業体験、都市農村交流など
- ・土地持ち非農家の基礎活動参加の仕組みづくりなど、人・農地プランと連動した担い手を支える地域ぐるみの保全体制を再構築 【例】草刈応援隊による営農サポート等

経費節減

工事、委託、資材購入(獣害柵、景観植物の種など)等を事務局が一括発注することで、経費を節減

営農展開

- ・広域化をきっかけとして、集落単位から広域化区域の人・農地プランを策定するなど、広域的な担い手への農地集積や営農組織化など、経営規模の拡大や施設の共同利用化など営農展開と資源保全を一体的に推進
- ・広域的な営農展開による新たなブランド化や6次産業化などの促進

むらづくりによる地域活性化

都市農村交流や新規就農者の受け入れ(空き家対策を含む)など、むらづくりや地域活性化に向けた取組へのきっかけづくり

デメリット

集落の主体性低下

運営委員会(事務局)任せとなり、住民が交付金制度の趣旨を知らないまま作業が目的化

交付金の減少

事務経費が交付金の5~15%必要 → 集落交付額が減少

日当単価の統一

日当単価等を統一する場合、集落間の調整が必要(集落配分の場合は、単価統一しないことも可能)

意思決定等

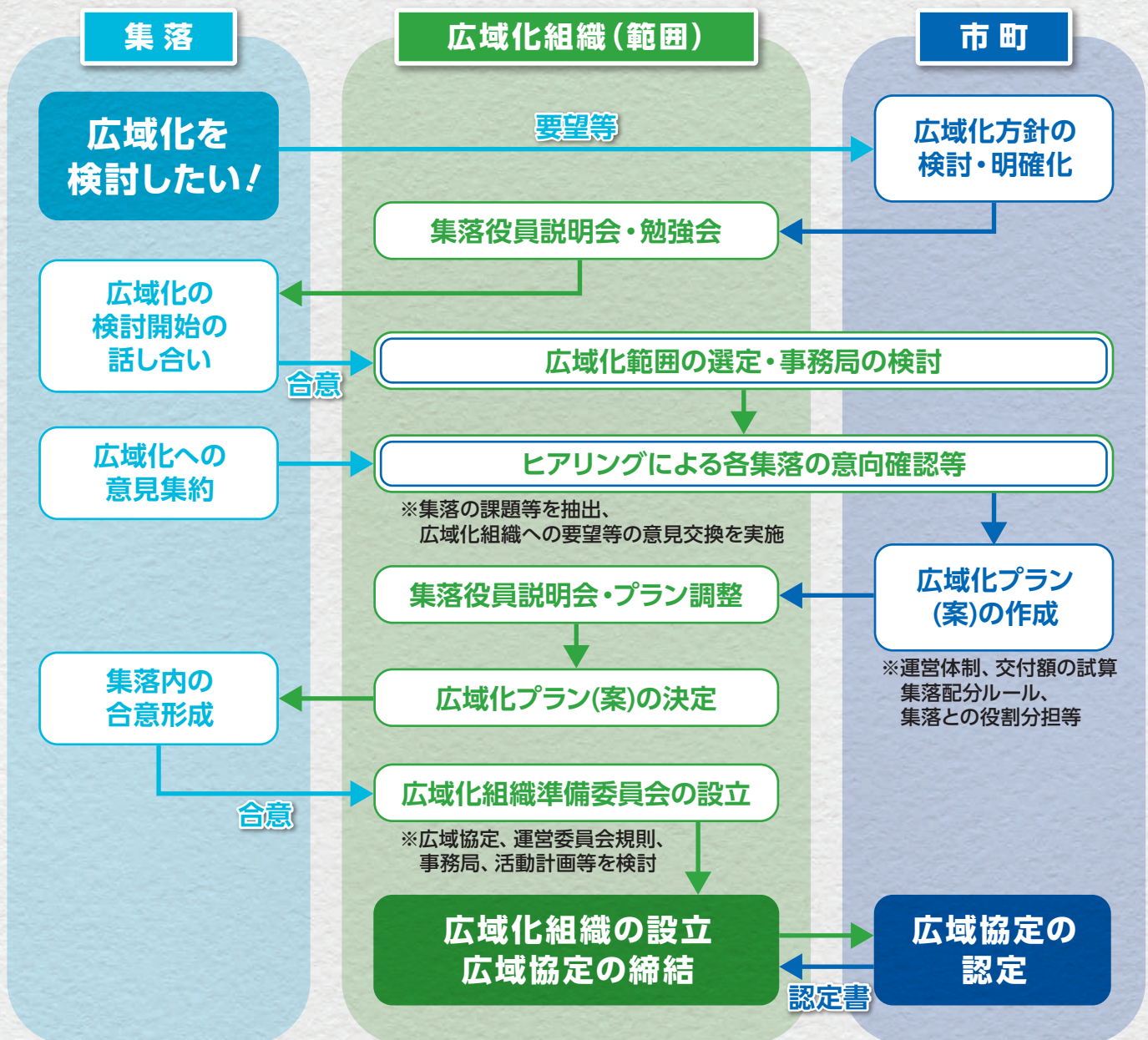
- ・集落間調整など意思決定に時間かかる場合がある
- ・計画変更するのに時間がかかる(集落役員だけで決められない)

広域化への流れ

時間をかけた
検討・合意形成が必要!

集落の合意形成を図るには、最低でも約1年間は必要

H31～次期対策が開始され、平成31年10月31日まで事業計画認定期限の延期可能



あせらず段階的に取組を拡大しよう!

広域化内の全集落で合意が得られないケースも想定されます。

まずは、合意の得られた集落で取組を開始し、徐々に参加集落を拡大していきましょう。
中山間地域等直接支払についても、多面的機能支払の広域化後に徐々に拡大しましょう!

広域化にご興味を持たれた方は、まず、**市町の担当者へ**ご相談ください!

お問い合わせ

兵庫県農政環境部農地整備課 農村計画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3431 FAX 078-341-2101
メール nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県多面的機能発揮推進協議会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-12 兵庫県土地改良会館
TEL 078-360-6605 FAX 078-360-6606
ホームページ <http://hyogo-nouchimizu.com/>